

福井県林地開発行為許可等事務取扱要綱

第1 趣旨

林地開発行為許可等に関する事務については、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）、森林法施行令（昭和26年政令第276号。）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）および福井県森林法施行細則（平成12年3月31日福井県規則第69号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この要綱により、その適正かつ円滑な実施を図るものとする。

ただし、地方分権に伴う権限委譲により、林地開発行為許可申請に対する処分の権限を委譲した市町についてはこの要綱を適用しない。

第2 申請の手続き

- 1 農林総合事務所長（嶺南振興局長を含む。以下「所長等」という。）は、開発行為をしようとする者（以下「申請者」という。）に対し、林地開発行為許可申請書を当該開発行為の管轄となる農林総合事務所（嶺南振興局林業水産部、同局二州農林部を含む。以下「事務所」という。）に提出させなければならない。

ただし、当該開発行為に係る森林の区域が2以上の事務所にわたるときは、原則として当該開発行為に係る森林面積の大きい事務所に提出させるものとする。この場合申請の提出のあった事務所から、他の事務所に連絡するものとする。

- 2 申請者が法人である場合は、名称および代表者の氏名ならびにその主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。
- 3 同一流域等で一体的に許可基準を適用することが必要と認められる複数の開発行為にあっては、それぞれの申請者の連名申請とする。
- 4 開発行為に係る森林の所在が他府県にまたがる場合には、細則第2条の申請書を各知事（本県の場合、第1項の事務所）に提出しなければならない。

第3 許可申請書の收受

1 收受および形式審査

所長等は、許可申請書の提出があったときは、すみやかに行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定による形式審査を行わなければならない。

なお、書類等の不備、脱落があるときは、文書等により申請者に対し指示し、補正させるものとする。

2 林地開発許可台帳

知事および所長等は、林地開発行為許可一覧表（様式 C10）に收受から完成等までの経過を記録しなければならない。

3 知事への進達

所長等は、第4によりその内容を審査し、申請書関係書類に林地開発行為審査書（様式 C2）等を添付し、補正の指示に対する回答および関係市町長の意見書（様式 B1）を付して知事に進達（様式 C3）するものとする。

4 許可申請書の取下げ

所長等は、申請者が許可申請書を取り下げようとするときは、林地開発行為許可申請書の取下げ願（様式 A17）を提出させ、許可申請書一式を申請者に返還（様式 C6）するとともに、第4の第4項により意見を求めた市町長にその旨通知（様式 C7）するものとする。

5 所長等は、前項の処理をしたときは、その旨知事に報告するものとする。

第4 許可申請書の内容審査

1 内容審査

知事および所長等は、別に定める「福井県林地開発行為許可審査基準」（以下「審査基準」という。）および「福井県林地開発行為許可技術基準」（以下「技術基準」という。）に基づき内容審査を行わなければならない。

2 補正の指示

知事および所長等は、審査の過程において記載事項の補正、追加資料等の必要が生じたときは、原則として文書により申請者に対し指示し、当該指示に対する処理等を文書により報告させるものとする。

3 適否の判定

所長等は、適否判定にあたっては、原則として現地調査を行い、また、必要に応じ関係者から意見を求めるものとする。

4 市町村長の意見聴取

所長等は、前項により適当と判断したときは、開発行為をしようとする森林の土地を管轄する市町長および当該森林の現に有する機能に直接依存している土地を管轄する市町長（以下「関係市町長」という。）に対し、関係書類を送付して当該開発行為に関する意見を求めなければならない。（様式 C1）

また、意見聴取後において計画内容に差異を生じたときは、必要に応じ意見を再聴取するものとする。

5 森林審議会への諮問

知事は、次に掲げる事項に該当する場合は、福井県森林審議会運営規則（昭和50年1月17日福井県規則第3号）に定める審議会に諮問（様式 D3）し、答申を受けなければならない。

- 一 新規の大規模開発行為に係るもの（10haを超える場合）
- 二 既に許可処分を受けたものを変更する場合で、森林の形質変更面積が増加し10

ha を超えるもの

- 三 既に審議会の答申を受けたものを変更する場合で、増加する森林の形質変更面積が5ha を超えるもの(平成30年3月31日までに10ha を超える許可処分を受けている場合、審議会の答申を受けたものとみなす)

ただし、法第10条の2第1項第1号から第3号にかかる開発行為については、この限りではない。

第5 他法令等との調整

- 1 知事は、当該開発行為が、他法令等の許認可の手続きを必要とする場合には、関係機関に協議するものとし、原則として同時処分を行うものとする。この場合において、林地開発行為許可期間は他法令等の許認可の期間と整合を図るものとする。
- 2 開発者は、当該開発行為に係る排水を安全に流化させることができるか、申請前に河川管理者と協議し、協議結果を添付しなければならない。

第6 許可申請に対する処分

1 許可処分

知事は、申請内容等が法第10条の2第2項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、許可処分(様式D5)を行い、その旨所長等を経由して申請者および関係市町長に通知(様式C8、様式C9)するものとする。

また、知事は許可処分を行ったものについて福井県森林審議会に報告するものとする。ただし、第4の第5項で諮問を行った開発行為についてはこの限りではない。

2 許可条件

知事は、当該許可にあたっては、法第10条の2第5項の規定に留意のうえ、開発行為の目的、許可期限、態様に応じて必要な条件((例)別記1)を付するものとする。

3 不許可処分

知事は、申請内容が法第10条の2第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、所長等を経由して許可申請の取下げを指導するものとする。ただし、申請者が取下げの指導に応じないときは、不許可処分(様式D6)を行い、その旨所長等を経由して申請者および関係市町長に通知するものとする。

第7 開発行為の着手

1 着手届

所長等は、開発行為の許可を受けた者(以下「開発者」という。)が工事に着手したときは、速やかに林地開発行為着手届(様式A19)を提出させなければならない。

2 許可標識の掲示

所長等は、工事の着手にあたって、森林法に基づく林地開発行為許可の標識板(様式

A18) を見やすい箇所に掲示させなければならない。

3 施行状況報告

所長等は、開発行為が完了するまで、毎年3月31日現在の施行状況について開発者に林地開発行為施行状況報告書（様式 A21）を提出させ、4月15日までに知事に報告しなければならない。

ただし、許可を受けた日の属する月が3月である場合については、当該年の報告については省略することができるものとし、翌年の報告に含めるものとする。

第8 開発行為中の災害防止措置

1 防災工事の先行

所長等は、原則として当該防災施設により担保される工事に先行して防災工事を施工させなければならない。

2 防災工事の完了確認

所長等は、開発者が防災工事を完了したときは、速やかに林地開発行為防災工事完了届（様式 A20）を提出させ、第12の処理を行うものとする。

3 災害防止の措置

- (1) 所長等は、開発行為の施行に伴い、災害が発生するおそれがあるとき、または現に災害が発生したときは、開発者に対し速やかに林地開発行為災害発生届（様式 A26）を提出させなければならない。
- (2) 所長等は、前号の届出があったときは、現地状況を確認し、必要な防災措置を検討し防災措置指示書（様式 C15）を通知するとともに、災害防止又は復旧のために災害復旧計画書を提出させ、必要な措置を講じさせなければならない。
- (3) 所長等は、開発者が災害復旧工事を完了したときは、速やかに林地開発行為災害復旧完了届（様式 A26-3）を提出させ、第12の処理を行うものとする。
- (4) 所長等は、前号の届出および計画書が提出されたときならびに災害復旧工事の完了確認について、知事に報告するとともに、関係市町長に通知するものとする。

第9 許可後の指導監督

- 1 所長等は、許可をした開発行為が申請図書に適合し、かつ許可に付した条件が遵守されるよう、指導監督を行わなければならない。
- 2 所長等は、前項の指導監督のため、原則として年1回以上の現地調査を実施するものとする。また、必要に応じて、他法令の許認可担当者と合同で実施するものとする。
- 3 前項の現地調査は、原則として開発者立会いのもとで実施するものとし、指導事項等を現地調査指導記録票（様式 C36）に記録するものとする。
- 4 所長等は、完了予定期限が到来しているにもかかわらず、開発者が開発行為を完了しないときは、事業継続の意思の有無等を報告するよう勧告（様式 C22-2）するものとする。

- 5 所長等は、前項の勧告により事業継続等の意志を確認したにもかかわらず所定の手続きがなされないとき、または意思表示がなされないときは、必要に応じて第13に準じて、復旧のための措置を講じなければならない。

第10 開発行為の変更等

1 変更許可申請

- (1) 所長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開発者に林地開発行為変更許可申請書を提出させなければならない
- 一 目的を変更しようとするとき
 - 二 開発行為にかかる森林の土地の面積を増加させるとき、または現に許可を受けている面積の1haおよび3割を超える減少を行うとき
ただし、災害等による防災対策のため、やむを得ず開発面積の増加が発生する場合においては、この限りではない。
 - 三 残置森林または造成森林について、面積の2割を超える減少または配置の著しい変更をするとき
 - 四 堰堤、調整池、沈砂池、擁壁などの防災施設および排水系施設に係る重要工作物の廃止、位置もしくは構造の著しい変更をするとき
 - 五 切土、盛土および捨土の数量が2割以上増加するとき
 - 六 その他技術基準に適合しなくなったとき
- (2) 事務処理については第2から第6までを、許可処分については第6の第1項を各々準用するものとする。

2 変更届

- (1) 所長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開発者に林地開発行為計画内容変更届（様式 A27）等を提出させなければならない。
- 一 開発許可に係る土地の利用に関する計画を変更しようとするとき（ただし、前項各号に該当する場合を除く。）
 - 二 土石の採掘やその他の一時的に森林以外の土地利用をする開発において、跡地緑化の計画を変更しようとするとき
 - 三 開発行為の期間について、期間の延長を行おうとするとき（様式 A25）
 - 四 開発者の住所または氏名（法人にあつては、名称または代表者の氏名）を変更したとき（様式 A22）
- (2) 所長等は、前号の届出があつたときは、技術基準に基づき内容の確認を行い防災および環境の維持について必要な指示をするものとし、支障がないと認められるときは、その旨通知（様式 C35）するものとする。
- また、届出があつた旨を関係市町長に通知するものとする。

3 許可処分の承継

- (1) 所長等は、開発者が当該開発行為を行う権限を他の者に譲渡しようとするときは、譲渡を受けようとする者と連名で林地開発行為権限譲渡届（様式 A23-2）を提出させなければならない。
 - (2) 所長等は、相続、合併その他の一般承継により開発者の地位が承継されたときは、林地開発行為地位承継届（様式 A23）を提出させなければならない。
 - (3) 所長等は、(1) および (2) の届出があったときは、権利取得の状況、資金計画、信用状況、事業実行の確実性について確認し、支障がないと認められるときはその旨通知（様式 C16-2）するとともに、関係市町長に通知するものとする。
- 4 所長等は、第2項および第3項の処理を行ったときは、その旨知事に報告するものとする。

第11 開発行為の休止・廃止

1 開発行為の休止

所長等は、開発者が開発行為を休止しようとするときは、林地開発行為休止届（様式 A24）を提出させなければならない。また、所長等は、休止中の防災対策等について確認し、当該対策について支障がないと認めるときは、開発者にその旨通知するものとする。

2 開発行為の再開

所長等は、開発者が休止していた開発行為を再開するときは、林地開発行為再開届（様式 A24-2）を提出させるものとする。ただし、再開にあたって第10の第1項の変更許可申請を行うときは、届出を要しないものとする。

- 3 所長等は、第1項および第2項の処理を行ったときは、その旨知事に報告するものとする。

4 開発行為の廃止

- (1) 所長等は、開発者が開発行為を廃止しようとするときは、林地開発行為廃止届（様式 A29）を提出させるとともに、防災措置を講じる必要があると認めるときは、開発者に跡地整備計画書を添付させるものとする。

なお、必要があるときは開発者に跡地整備計画書の補正をさせるものとする。

- (2) 所長等は、前号の届出があったときは、関係市町長に対し、関係書類を送付して当該開発行為に関する意見を求め（様式 C17）、跡地整備計画書および関係市町長の意見書（様式 B2）を付して知事に進達するものとする。
- (3) 知事は、当該開発行為が、他法令等の許認可の手続きに該当する場合で、必要と認めるときは関係機関に協議（様式 D13）するものとし、その意見を付して所長等を経由し開発者に受理の通知（様式 D14）をするものとする。
- (4) 所長等は、跡地整備計画書に基づく整備工事を行わせるとともに、速やかに跡地整備工事着手届（様式 A29-2）を提出させなければならない。

- (5) 所長等は、開発者が跡地整備工事を完了したときは、速やかに跡地整備工事完了届（様式 A29-3）を提出させ、技術基準の内容に適合しているかを確認するものとする。
- (6) 所長等は、前号の確認において適切と認められないときは、跡地整備工事の内容について、手直し等の指示（様式 C11）をするものとする。
- (7) 所長等は、第 5 号および第 6 号により完了確認について適切と認めたときは、知事に報告（様式 C20）するものとする。
- (8) 知事は、防災対策等について支障がないと認めるときは、所長等に林地開発行為廃止指令書（様式 D8）を通知（様式 D9）するとともに、関係機関に通知（様式 D10）するものとする。
- (9) 所長等は、前号により廃止処分があったときは、開発者に廃止指令書を添付して通知するとともに、関係市町長に通知（様式 C18-2）するものとする。

第 1 2 開発行為の完了

1 完了届

所長等は、開発者が開発行為を完了したときは、速やかに林地開発行為完了届（様式 A30）を提出させなければならない。なお、主要な防災施設の完了および工区設定された開発行為の工区毎の完了（以下「部分完了」という。）についても同様とする。

2 完了確認

所長等は、前項の届出があったときは、許可の内容に適合しているかどうか確認を行わなければならない。

3 手直しの指示

所長等は、前項の確認において適切と認められないときは、開発行為の内容について、手直し等の指示（様式 C11）をするものとする。

4 完了確認書

所長等は、前 2 項により適切と認めたときは、開発者に林地開発行為の完了確認について（様式 C19）通知するとともに、防災施設の完了および部分完了の場合を除き、関係市町長に通知（様式 C21）するものとする。

5 所長等は、前項の処理を行ったときは、知事に報告（様式 C20、C22）するものとする。

第 1 3 違反行為に対する措置

1 事実の確認および中止の指示

所長等は、法第 10 条の 2 第 1 項の規定に違反する開発行為、同条第 4 項の条件に違反した開発行為および偽りその他不正な手段により許可を受けた開発行為（以下「違反行為等」という。）を発見したときまたはその旨通報を受けたときは、速やかに調査を行い、違反行為等の事実が認められるときは、違反行為等を行った者（以下「違反行為者」という。）に対し、その場で口頭により開発行為の中止の指示を行う。また、林地開発違

反行為調書（様式 C37）を作成し、口頭での中止の指示について、速やかに文書指示書を作成し交付（様式 C38）するものとする。

2 措置の決定

所長等は、違反行為等が森林の公益的機能に与える影響および当該行為の悪質性等（以下「違反行為等の程度」という。）を踏まえ知事と協議を行い、第3項または第4項の措置を決定するものとする。また、知事は当該開発行為が、他法令等の許認可の手続きに該当する場合で、必要と認めるときは関係機関に協議するものとする。

3 厳重注意および復旧の指示

(1) 厳重注意

所長等は、違反行為等の程度が軽微であると認められるときは、違反行為者から顛末書を徴するとともに、厳重注意（様式 C39）の上、林地開発違反行為に伴う復旧誓約書（様式 A45）および復旧計画書（様式 A46）を提出させるものとする。

(2) 復旧の指示

所長等は、前項の復旧計画書について支障がないと認めるときは、復旧計画実施承認書（様式 C40）を通知するものとする。

4 監督処分

所長等は、違反行為者が前項の指示に従わないときまたは違反行為の程度が重大であると認めるときは、法第10条の3の規定により監督処分を行うものとする。なお、監督処分は中止命令（様式 C14）または復旧命令（様式 C16）とし、処分を行ったときは関係市町長に通知するものとする。

復旧命令にあたっては、違反行為者が提出した復旧計画書に基づいて行うことができるものとする。また、復旧計画書の提出を命ずることができるものとする。

5 弁明の機会の付与

所長等は、前項の監督処分を行おうとするときは、福井県行政手続条例（平成7年条例第31号）第13条第1項第2号に基づき、違反行為者に弁明の機会を付与しなければならない。ただし、公益上、緊急に不利益処分をする必要がある場合には、この限りでない。

6 復旧工事の施行

(1) 所長等は、違反行為者が第3項の復旧の指示または第4項の命令に基づく復旧工事に着手したときは、復旧工事着手届（様式 A47）を提出させ、復旧工事にかかる防災施設工事が必要な場合には防災施設工事を完了させてから本復旧工事に着手するよう指導しなければならない。（様式 A48）

(2) 復旧工事に係る指導監督については、第9を準用するものとする。

(3) 所長等は、違反行為者が第3項の指示または第4項の命令に基づく復旧工事が完了したときは、復旧工事完了届（様式 A49）を提出させるものとする。

(4) 所長等は、前号の完了届が提出されたときは、第12に準じて復旧を確認するもの

とする。

また、復旧工事を適当と認めるときは、違反行為者に復旧工事完了確認通知書（様式 C42）を通知するとともに、関係市町長に通知するものとする。

7 告発

知事は、違反行為等の程度が極めて重大であり、かつ違反行為者が第4項の監督処分に従わないときは、公安当局と調整の上、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定により告発の措置（様式 C43）をとるものとし、告発を行ったときは、関係市町長に通知するものとする。

8 他法令との連携

知事または所長等は、違反行為等の内容が他法令等の許認可・届出等に関連するときは、関係機関と連携を図るものとする。

9 行政代執行

知事は、違反行為者が第4項に規定する復旧命令を履行しない場合で、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づき代執行を行うことができるものとする。

10 知事への報告および協議

所長等は、第1項から第4項および第6項の措置をとったときおよび第5項の弁明の機会の付与の結果監督処分を行わないこととしたときは、知事に報告するものとする。ただし、第5項の弁明の機会の付与および同項ただし書きによる第4項の中止命令を行おうとするときは、原則として知事に協議するものとし、また、弁明の機会の付与の結果、監督処分を行おうとするときは、必要により知事に協議するものとする。

11 知事への意見具申

所長等は、第4項の監督処分および第7項の告発ならびに第9項の行政代執行の措置をとることが相当であると認めるときは、その旨知事に具申することができるものとする。

12 違反行為地に係る許可処分

所長等は、違反行為等が確認された土地について新たな許可申請が提出されたときは、原則として当該違反行為等に対する措置が完了するまで許可しないものとし、当該許可申請の取下げを指導するものとする。

13 台帳等の整備保存

所長等は、違反行為の処理経過を明確にするため、林地開発違反行為台帳（様式 C44）を整備保存するとともに、その写しを知事に提出するものとする。

第14 大規模林地開発行為

- 1 所長等は、開発者が森林の土地の面積で10haを超える開発行為を行おうとするときは、原則として、関係市町長と書面による「開発協定書」を締結させなければならない。

なお、締結する協定書の内容は、以下の事項とする。

- (1) 開発行為に係る場所および土地の用途に関すること
 - (2) 開発行為に係る工事の時期および期間に関すること
 - (3) 災害および公害の防止措置に関すること
 - (4) 道路等の公共施設の使用および修復措置に関すること
 - (5) 開発計画の休止または廃止に伴う防災措置に関すること
- 2 前項の開発行為のうち、福井県環境影響評価条例（平成11年3月16日福井県条例第2号）の規定の適用を受ける開発行為については、林地開発行為許可申請書に同条例第24条の評価書を添付しなければならない。

第15 小規模林地開発行為

- 1 所長等は、法第10条の2第1項の許可の対象とならない規模（森林の土地の面積で1ha以下）の開発行為を行おうとするときは、小規模林地開発行為届出書（様式A36）を提出させなければならない。
ただし、次に掲げる開発行為にあつては、この限りではない。
 - (1) 0.1ha未満の開発行為
 - (2) 道路の新設または改良に係る開発行為
 - (3) 第16の連絡調整に係る開発行為
 - (4) 他法令等に関係する開発行為
- 2 所長等は、前項における届出に対して、必要と認めるときは、第4の規定に準じて指導することができる。
- 3 所長等は、第1項における届出に対して、第9の第1項から第3項の規定に準じて指導する。
- 4 所長等は、第1項の届出後に、別表第2に掲げる事項に該当したときは、開発者に届出を提出させなければならない。
- 5 所長等は、第1項の届出後に、開発計画の変更により開発面積が1haを超える場合は、開発者に林地開発行為許可を受けさせなければならない。

第16 連絡調整

- 1 所長等は、法第10条の2第1項第1号および第3号の規定による、許可制の適用を受けない開発行為については、事業実施機関が当該開発計画を策定した時点で、林地開発行為協議書（様式A31）により調整を行うものとし、知事に進達（様式C24）するものとする。
ただし、国、地方公共団体が行う道路の開設および改良に係る開発行為にあつては、調整を要しないものとする。なお、別表第3に掲げる事業実施機関は法第10条の2第1項第1号の国または地方公共団体とみなす。

- 2 調整の内容は概ね次のとおりとし、連絡調整審査書（様式 C23）により確認するものとする。
 - (1) 林業関係事業との調整
 - (2) 法第10条の2第2項および第3項の規定による事項
 - (3) 林地転用の区域確認
- 3 協議書に添付する図書については、第17に準ずるが、以下については省略できるものとする。
 - (1) 事業計画（資金計画書、事業決議書、事業経歴書）
 - (2) 環境計画（関係者同意一覧、森林管理計画図、残置森林誓約書、開発協定書）
- 4 知事は、第1項の調整を了したときは、当該森林の土地を管轄する所長等に通知するとともに、林地開発行為連絡調整一覧表（様式 C26）に記録するものとする。
- 5 所長等は、前項の通知があったときは、事業実施機関にその旨通知するものとする。
- 6 所長等は、開発行為の開始および完了に際して着手届（様式 A34-4）、完了届（様式 A35）を提出させなければならない。
- 7 所長等は、第1項の処理を行った後において、第10の第1項に該当する内容の変更があるときは、再度事業実施機関と変更協議（様式 A31-2）を行うものとし、それ以外についても必要な届出を提出させるものとする。
- 8 当該連絡調整の規定を受ける開発行為について、関係市町長への意見聴取は、知事が必要と認める場合に行うものとする。

第17 許可申請書等の添付書類・提出部数

許可申請書およびこの要綱の規定により提出される届出、報告書等の添付書類は、別に定める「福井県林地開発行為許可申請書等作成基準」に示された図書を添付するものとし、提出部数は2部とする。

第18 標準処理期間

林地開発行為の許可処分に要する日数については、福井県行政手続条例（平成7年7月14日福井県条例第31号）第6号の規定に基づき、規則第2条の許可申請書を受理してから80日とする。（平成6年9月16日6-18林野庁指導部治山課長通達「森林法に基づく都道府県知事の処分に係る審査基準等について」による。）ただし、許可処分に要する日数には、申請書受理後の補正期間の日数は算入しないものとする。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

なお、従来の要綱により行われた林地開発行為許可に係る許可等については、改正後の要綱の規定により行ったものとみなす。

別表第1(第5関係) 主な他法令関係(採取目的別関係)

採取目的	関係法令	所管
(1)岩石採取(粒径 30cm 超)	・採石法(第33条)	地域産業・技術振興課
(2)砂利採取(粒径 30cm~0.074mm)	・砂利採取法(第16条)	河川課
(3)土採取(粒径 0.074mm 未満) (土採取規制区域内)	・福井県土採取規制条例(第4条)	砂防防災課
(4)鉱物採取	・鉱業法(第21条)	経済産業省

別表第2(第15関係) 小規模林地開発行為届出関係

<p>1 小規模林地開発行為届出</p> <p>(1) 目的を変更しようとするとき(様式 A43)</p> <p>(2) 開発行為の工事に着手したとき(様式 A19 を準用)</p> <p>(3) 開発行為の工事が完了したとき(様式 A44)</p> <p>(4) 開発行為を休止しようとするとき、または廃止しようとするとき、もしくは休止した開発行為を再開しようとするとき(様式 A40、A40-2、A40-3、A43-2)</p> <p>(5) 開発行為の施行中に災害が発生したとき、もしくは災害が復旧したとき(様式 A42、A42-2)</p> <p>(6) 開発行為の期間を延期しようとするとき(様式 A41)</p> <p>(7) 届出した面積および区域内に係る土地利用に関する計画を変更しようとするとき(様式 A43)</p> <p>(8) 開発者の名称、住所または代表者等が変更になったとき(様式 A38)</p> <p>(9) 開発者が当該開発行為を行う権限を他の者に譲渡しようとするとき(様式 A23-2 を準用)</p> <p>(10) 開発行為について、地位の承継を受けたとき(様式 A39)</p>
--

別表第3（第16関係） 国・地方公共団体とみなす機関

※ 「開発行為の許可制に関する事務取扱いについて」（平成14年3月29日付13林整
治第2396号農林水産事務次官通達）別紙第1の3による。

1 国とみなす機関

- (1) 独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法附則第12条第1項第1号
または第2号の業務として行う場合に限る）
- (2) 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- (3) 独立行政法人水資源機構

2 地方公共団体とみなす機関

- (1) 地方住宅供給公社法に基づく法人
- (2) 地方道路公社法に基づく法人
- (3) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく法人

(例) 別記1 (様式 D5)

2 条件

- (1) 開発行為は、申請書および添付図書の内容に従って行うこと。
- (2) 開発行為に着手するとき、または開発行為を完了したときは、すみやかに知事に届け出ること。また、県の職員が施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (3) 開発行為を休止または開発行為着手前に廃止しようとするときは、知事に届け出るほか、知事の指示に従い防災措置を講ずるとともに、県の職員が実施結果につき確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (4) 開発行為にかかる土地の権利の譲渡を行うときは、あらかじめ知事に届け出ること。
- (5) 開発行為の計画を変更するときは、変更許可申請を行い、法第10条の2の規定に基づき許可を受けること。
- (6) 開発行為の途中において、災害が発生または発生するおそれがあるときは、災害の防止または、復旧のための措置を指示し、また、許可条件の変更あるいは追加をすることがある。
- (7) 開発行為の施工中に災害または事故が発生した場合には、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく知事に届け、指示に従うこと。
- (8) 県の職員が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。また、毎年3月31日現在の開発行為の施行状況について〇〇農林総合事務所長(嶺南振興局長)に報告書を提出する事。
- (9) 開発者は、工事を着手した日から完了するまでの間、標識板を見やすい場所に掲示しておくこと。
- (10) 本工事は防災施設工事の完了および、開発行為に係る区域を設定(周囲の変化点毎に杭を設置)し、知事の完了検査を受けたあとに着手すること。
- (11) 最終法面となった箇所については、自然景観保全の観点から、順次すみやかに緑化を行うこと。また、過去に緑化を行ったが未定着の部分については、再度緑化を行うこと。
- (12) 開発行為の変更および工期延期申請に際しては、申請書及び添付書類の内容に従って適正な開発が実施されていること。
- (13) その他